

補助金等・融資申請支援サービス サービス規約

第1章 総則

第1条 本規約の目的

本規約は、株式会社はじまりビジネスパートナーズ(以下「当社」といいます。)が提供する「補助金等・融資申請支援サービス」に関するすべてのサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に当たり必要な条件を定めるものです。

第2条 本規約の改定・変更

当社は、本規約の内容を変更又は追加することができます。本規約を変更する場合、当社は、当社が別途定める場合を除いて、サービスサイト(理由の如何を問わず、当該ウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のドメイン等を含みます。)、電子メールの送信、またはプッシュ通知その他の方法にて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

第2章 提供サービスの内容

第3条 本規約の改定・変更

本サービスでは、次の業務を提供するものとします。

- ① 国および地方自治体が公募する補助金等・助成金・交付金等(以下「補助金等」といいます。)の申請に前もって作成する、5年間の事業計画書および経営革新計画の作成
- ② 作成した事業計画に対応した補助金等の紹介
- ③ 補助金等に対応した各種加点申請や必要要件となる申請や届出の作成支援
- ④ 補助金等に対応した個別の申請書類等の作成支援
- ⑤ 補助金等の公募採択後の交付申請や実績報告書などの作成支援
- ⑥ 補助金等の交付後の5年間の各年の事業化後報告の、補助事業に関する助言
※書類作成や必要書類の収集は原則お申込者様自身で行っていただきます
- ⑦ 事業計画書に基づく融資の実行に向けた、事業計画書の作成、資金繰り表、返済計画書等の作成
- ⑧ 事業計画書をアップデートするための対面もしくはリモートによる面談の実施

<注意事項>

当社では補助金等申請書データの作成支援までを行います。最終的な申請は御申込者様ご自身の責任での実施となります(申請書データを作成し、申請できなかった場合でも当社では責任は負いかねます)。

第3章 契約の締結及び利用料

第4条 本サービスの利用契約の締結

本サービスの利用を希望するお客様は、本規約の内容を承諾し、当社の定める方法に従い、利用申込書を提出し、当社が請書の発行をしたときに、契約が成立するものとします。

第5条 サービス利用料及び報酬

- (1) 本サービスの利用料及び報酬は、別途料金表もしくは見積書の定めに従います。利用する本サービスの業務区分に応じた本サービスの利用料金及び報酬を当社に支払うものとします。なお、当社は、必要に応じて、適宜利用料金及び報酬の価額を変更する場合があります。
- (2) 第1項の利用料金及び報酬の支払い方法は、当社が指定する預金口座に振り込むものとします。
- (3) 第1項の利用料金及び報酬の支払い期日は、当社が発行する請求書の期日に従うものとします。

第4章 本サービス利用上の遵守事項等

第6条 補助金等、融資申請支援業務の独占実施権

- (1) 本サービスの特徴として、国および地方自治体が公募する補助金等々の申請に前もって作成する、5年間の事業計画書および経営革新計画の作成を行い、その後の補助金等及び融資申請支援業務を行うため、当社は補助金等及び融資申請支援業務に関しては契約成立後5年間の独占的地位を有するものとし、この期間をサービス提供期間とします。
- (2) 第1項に反して、当社とは異なるコンサルティング会社や士業等に申請支援を依頼した場合は、違約金として申請した補助金等の資産総額もしくは融資金額の10%を支払うものとし、ただし、当社が支援の対象としていない補助金等や融資に関してはその限りではありません。
- (3) 融資申請などにおいてお客様自身で実行できるものに関しては、本条項の対象外となります。

第7条 注意事項

- (1) 補助金等では採択が決定され、かつ、その後、交付決定が行われた後に契約・発注・支払がされた経費のみが補助金等の対象となります。事前着手申請などの特別な手続きを経ていない経費は、交付決定以前に契約・発注・支払がされた場合や補助金等入金前に事業化した場合には補助の対象となりません。なお、交付決定や補助金等入金の時期は、各審査官の判断に委ねられており、事務局の審査速度や申請の混雑度に応じて変動する可能性もございます。
- (2) 当社では証票書類の審議の鑑定はいたしません。見積書に架空経費が計上されていたり、事後的に日付を改竄する等の行為は不正行為です。補助金等の返金はもちろん事業者名の公表や刑事告訴の対象となることがあります。
- (3) 当社ではお申込者様へのヒアリング等によって申請書を作成支援をさせていただきますが、内容の妥当性についてはお申込者様の責任を持って判断していただく事項となります。申請後に申請内容が異なる場合で変更ができない場合でも当社では責任を負えません。
- (4) 補助金等の申請では目的外利用は禁止されています。補助金等で購入した設備やシステムについては補助金等の申請書に記載した内容のみにしか利用できません。
- (5) 補助対象経費の承認は事務局の審査官の裁定によるものです。当社では申請時の総予算の獲得のために申請支援を行います。審査官の裁定によって、補助金等額などが減額された場合でも当社ではその責任を負うものではないので、いかなる場合でも正規の報酬をいただきます。
- (6) 補助金等申請時、交付決定時と著しく異なる事業内容や投資内容となる場合には、補助金等の採択そのものが取り消しになるリスクがございますので、原則として各申請時の内容に沿って事業化をする責務をお申し込み者様は負うものとし、ます。
- (7) 新築による建築費の計上は、交付申請時の審査官の裁定によるものとなるため、その裁定により新築物件の建設ができない場合や、補助金等が減額された場合でも当社ではその責任を負うものではないので、いかなる場合でも正規の報酬をいただきます。
- (8) 事務局との電話や各申請書類の修正に関わる連絡はお申込者様本人と事務局担当者が行うこととなっており、当社が代理で事務局に問合せをすることはできません。そのため、事務局からの電話や個別の案件に関する制度の確認についてはお申込者ご自身で行っていただきます。
- (9) 事務局からは、各申請にあたって修正依頼や内容の確認といったことで電話やメールでの連絡が頻繁にある場合がありますので、予めご了承ください。
- (10) 補助金等の申請では、電子システムへのログインや応募必要書類の依頼でお申込者様に電子メールやLINEといったSNSツールを使ってご連絡をする場合があります。連絡が途絶えたり、必要書類が整わないなどの状況が見られた場合、当社側で業務遂行は困難と判断して本サー

ビスの打切りをいたします。また、遅延による人件費として損害金として30万円（税抜）を請求いたします。

- (11) 本規約でいう補助金等額とは、補助金等交付候補権利獲得時に決まる補助金等額となります。交付決定までに、審査官側やお申込者様の判断等で投資総額や補助金等額が変わった場合でも変更はできません。
- (12) 現在、補助金等事務局の審査業務が非常に遅れております。そのため、交付決定や補助金等入金までのスケジュールが1年以上にわたるケースも多くみられます。成功報酬はいかなる場合でも補助金等交付候補権利獲得直後にいたしますので、事業実施のための資金繰りの他にも、成功報酬のご準備をいただけますようお願い申し上げます。
- (13) 融資申請支援サービスにおいては、金融機関ごとの必要な事業計画書のテンプレートなどに関しては、申込金融機関の担当者よりお申込者様が入手いただけます。
- (14) 融資申請支援サービスにおいては、金融機関とのアポイントなどはお客様で実施していただくこととなります。また、金融機関担当者との面談に当社が同席を保証するものではありませんので、予めご了承ください。

第8条 秘密保持

当社はコンサルティングを通して知りうるお申込者様の事業内容について、一般に公開されている情報やお申込者様特定不能情報を除き、第三者に開示及び情報の漏洩をしません。（例えば、採択発表時の採択事例など一般に公開される情報については当社の指導実績としてWEBページ等で公開させていただく場合があります。また、お申込者様と特定ができない情報については今後のサービス改善や社外へのノウハウ共有のために公開することがあります）。

第9条 再委託

当社は、本サービスの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができます。但し、受託者は再委託先に対し、第8条に規定する秘密保持義務その他本契約と同等の義務を負わせ、受託者は再委託先の行為について一切の責任を負います。

第10条 責任関係

補助事業の実施主体はあくまでお申込者様です。よって、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当社は一切の責任を負いません。

第11条 申込の拒絶

当社は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、第4条の申込書の請書を発行しないか、或いは発効後であっても第12条に従い本サービスの利用契約を解除することがあります。

- ① 申込書の記入に当社に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽、誤り又は記載漏れがあった場合
- ② 過去に本規約又は本サービス利用契約に違反し、サービス利用禁止又は本サービスの利用契約を解除されたことがあり又は現在禁止措置を受けている場合
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）
- ④ 反社会的勢力と次の関係を有する者
- ⑤ 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係

- ⑥ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係
- ⑦ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
- ⑧ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- ⑨ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- ⑩ その他、当社が登録申請を承諾することが適当でない判断した場合

第12条 契約解除

以下のように業務遂行が難しいと判断した場合は、申請期日の直前であったとしても契約解除とし、その後の業務提供は行いません。それによって発生しうるいかなる損害についても当社では負担しません。

- ① 補助金等申請に必要な資料の返送が業務遂行に照らして間に合わないと判断される場合
- ② 本規約に反する、もしくは理解をいただけていない行為があった場合
- ③ お申込者からの連絡が3日営業日以上連続して取れなかった場合
- ④ 見積等（架空経費の計上や納品時期の偽り等）の不正、その他法令違反の強い疑義や違反が判明した場合
- ⑤ 事務局への連絡の強要や当社担当者に対する侮辱的な発言、お申し込者様が作成若しくは業者に要すべき書類の作成の当社への依頼などがあった場合
- ⑥ その他、業務遂行に著しい影響を与えると判断した場合

第13条 合意管轄

本業務に関して紛争が生じた場合には、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。